



第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

第1期計画までの事業との一貫性という意味から、これまで基本理念としてきた「ふるさとに支えられ、安心・元気な子育て・子育ちができるまち」を、本計画においても継承します。

少子高齢化社会にあって、本市の次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、いきいきと育つことは、市民すべての願いです。国東市で育つ子どもたちが、地域の人々の温かいぬくもりにつつまれて成長し、そして保護者にとっても子育てがしやすいと実感できるまちを目指します。

子ども・子育て支援については、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育環境を確保し、一人一人の「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たすことが必要です。

さらに、地域や社会全体で子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、相互に協力することにより、保護者が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができるように配慮してこの計画を推進します。

-基本理念-

『ふるさとに支えられ、安心・元気な子育て・子育ちができるまち』





2 大切にしたい視点と基本目標

(1) 「大切にしたい視点」について

本計画における、「大切にしたい視点」に関しては、事業の一貫性という意味からも、「第1期計画」と同じとします。

① 子どもの視点を大切にします。

すべての子どもは、生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されなければなりません。輝く未来と無限の可能性を持つすべての子どもたちの幸せを第一に考え、子どもたちがのびのびと育つことができる環境づくりに努めます。

② すべての子どもと家庭への支援の視点を大切にします。

子育てと仕事の両立支援のみならず、その他の問題にも目を向けて、すべての子どもとその家庭への支援という視点から、計画を推進していきます。

③ 子どもの成長過程に応じた地域の関わりの視点を大切にします。

出産から子育て、子どもが成人するまでの過程では、それぞれの成長発達段階に応じた適切なサービスや支援が必要です。行政や関係機関はもとより、市民団体や児童育成関連施設などのさまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。



(2) 「基本目標」について

本計画における、「基本目標」に関しては、事業の一貫性という意味からも、「第1期計画」と同じとします。

【基本目標1. 子どものための教育・保育の充実】

«施策目標»

- ①質の高い就学前の教育・保育の実施
- ②就学前教育から小学校教育への円滑な接続
- ③人権教育の推進

【基本目標2. 地域における子育て支援】

«施策目標»

- ①多様なニーズに応じた子育て支援
- ②放課後子ども総合プランの推進
- ③地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上

【基本目標3. 子どもの健やかな育ちを促す支援】

«施策目標»

- ①子どもと親の健康支援の充実
- ②子どもを授かることや子育てを通した親としての成長を支える学習の場の提供
- ③発達段階に応じた食に関する学習機会の充実
- ④歯科保健対策の推進
- ⑤小児保健医療の充実
- ⑥学童期・思春期からの成人期に向けた保健

【基本目標4. 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援】

«施策目標»

- ①児童虐待防止
- ②ひとり親家庭への支援
- ③障がい児や特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- ④生活困窮者家庭への支援
- ⑤配偶者などからの暴力に対する施策
- ⑥不登校・引きこもり児童生徒に対する支援

3 計画の施策体系

第2期国東市子ども・子育て支援事業計画は第1期計画と同様に、以下の施策体系に基づいて効果的・効率的な施策の実行を目指します。

《基本理念》

『ふるさとに支えられ、安心・元気な子育て・子育ちができるまち』



